

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「議会事務局長」の次に「並びに教育委員会事務局の部長」を加え、同条第6号中「の次長」の次に「及び教育委員会事務局の次長」を加え、同条第7号中「及び農業委員会事務局長」を「、農業委員会事務局長、教育委員会事務局の課長、学校給食センター所長及び図書館長」に改め、同条第8号中「の主幹」の次に「及び教育委員会事務局の主幹」を加え、同条第10号中「及び農業委員会事務局局長補佐」を「、農業委員会事務局局長補佐、教育委員会事務局の課長補佐、学校給食センター副所長及び図書館副館長」に改め、同条第11号中「及び保育園長」を「、保育園長、図書館南分館長、図書館北分館長、生駒駅前図書室長、幼稚園長、小学校長及び中学校長」に改め、同条第12号中「の副園長」の次に「及び幼稚園の副園長」を加える。

第4条第8項中「保育園長」の次に「及び幼稚園長」を、「ときは」の次に「所管の」を加える。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（教育委員会事務局の事務に係る決裁の特例）

第7条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60

年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号)の規定により教育長に対して委任した事務以外の事務が、市長又は副市長の決裁を受けるべき事務であるときは、教育長を経なければならない。

第 19 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 風致地区内の行為の許可に関すること。

第 41 条に次の 1 号を加える。

(2) 生駒市コミュニティセンターの使用料の徴収及び還付に関すること。

第 58 条に次の 1 号を加える。

(3) 風致地区内の行為に係る協議に関すること。

第 63 条を第 65 条とし、第 62 条を第 64 条とし、第 61 条を第 63 条とし、第 60 条の次に次の 2 条を加える。

(生涯学習課長の専決事項)

第 61 条 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) やまびこホールの使用料の徴収及び還付に関すること。

(スポーツ振興課長の専決事項)

第 62 条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 社会体育施設の使用料の徴収及び還付に関すること。

別表中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。